

社会福祉法人開田福祉会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人開田福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条および第21条の規に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。

- (1) 報酬、地域手当は、別表2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、社会福祉法人開田福祉会旅費規程の定めを準用する。

3 前項の常勤役員に対する報酬額のうち、毎月の報酬、地域手当及び通勤手当は翌月15日までに支給し、期末手当は毎年8月と12月に支給する。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は令和 7年6月21日から施行する。

別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	年度総額（1人当たり）	年間総額（合計）
評議員	6,500円	19,500円	156,000円

別表 2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 （1人当たり）	地域手当 （1人当たり）	期末手当年額 （1人当たり）	年間総額 （1人当たり）
理事長	430,000円	120,000円	1,500,000円	8,100,000円
業務執行 理事	380,000円	149,000円	1,452,000円	7,800,000円

別表 3 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額 （1人当たり）	年度総額 （1人当たり）	年間総額 （合計）
理事長	10,000円	120,000円	120,000円
業務執行理事	8,000円	96,000円	192,000円
理事	6,500円	26,000円	130,000円
監事	6,500円	26,000円	52,000円